

特別用途地区（特別工業地区）

目的

特別工業地区は、特定の工業の利便増進を図り、又はその利便の増進を図りつつこれと調和した住居等の環境の保護を図るため、特定業種の工場等に係る用途制限の強化及び緩和、並びに建築物の構造等の制限を行う地区として、昭和49年4月1日（若林町・東若林町特別工業地区）、平成19年11月1日（阿蔵・南鹿島特別工業及び大規模集客施設制限地区）に都市計画決定しました。

内容

- ・ 若林・東若林町特別工業地区内においては、機織り、ねん糸、組ひも、編物その他これらに類するものの用途に供する建築物で、作業場の床面積の合計が500㎡以下であり、かつ出力の合計が30キロワット以下の原動機を使用するものは建築することができます。
- ・ 阿蔵・南鹿島特別工業及び大規模集客施設制限地区内においては、準工業地域となりますが、工場の用途に供する建築物のうち木材加工・製茶及び自動車関連等の事業を営む工場に限り建築することができます。また、大規模集客施設の立地について制限がかかります。
- ・ 各地区についてその他構造制限等がありますので、詳細については下記担当課までお問い合わせください。

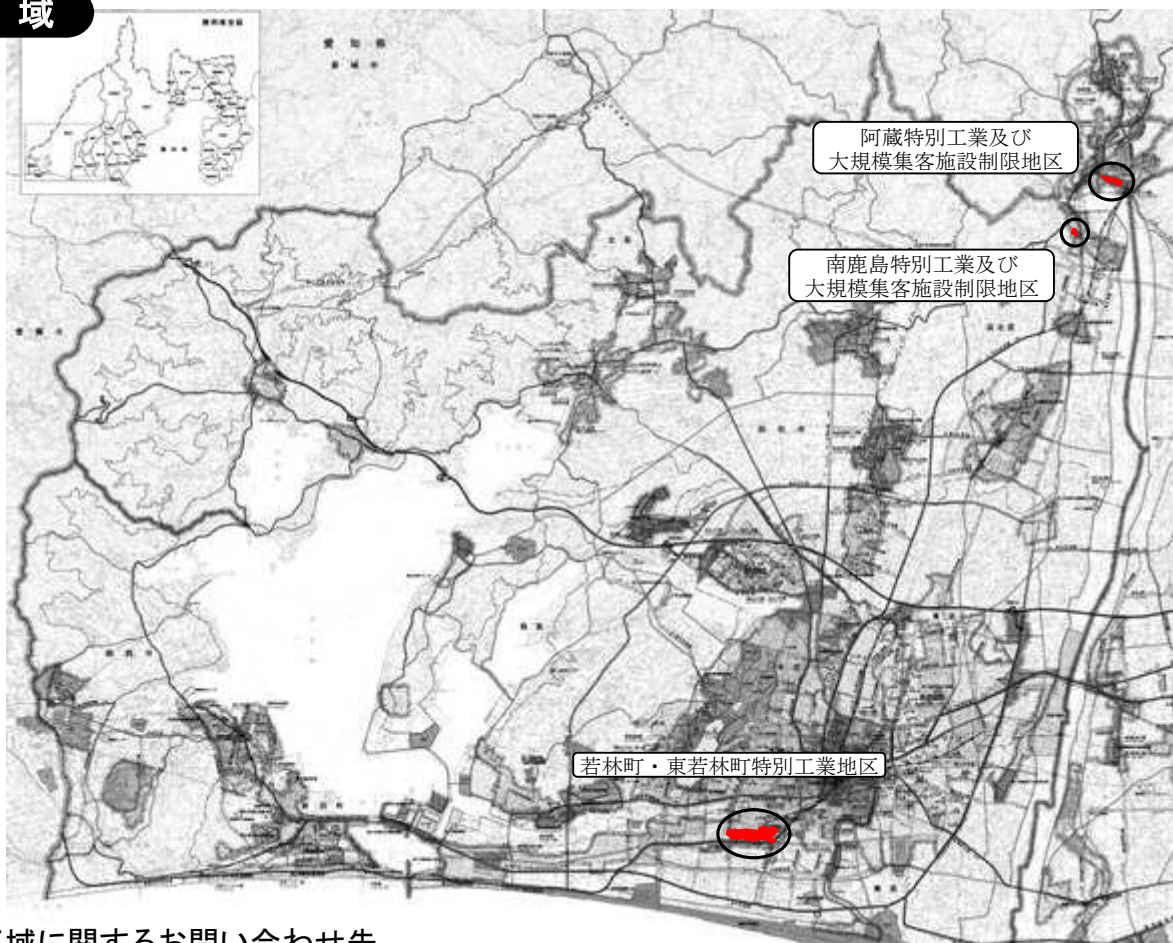
- 規制強化・緩和、構造制限に関するお問い合わせ先

浜松市 建築行政課 TEL:053-457-2471

〃 北部都市整備事務所 TEL:053-585-1154

(※北部都市整備事務所は、浜名区の一部(旧浜北区)、天竜区を所管しています。)

区域



- 区域に関するお問い合わせ先

浜松市 都市計画課 TEL:053-457-2371

〃 北部都市整備事務所 TEL:053-585-1162

(※北部都市整備事務所は、浜名区の一部(旧浜北区)、天竜区を所管しています。)